

総務大臣による指定基準

基準 1 募集適正実施基準

基準 2 返礼割合 3 割以下基準

基準 3 地場産品基準

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて、各基準に適合した募集を行う必要があり、基準のいずれかに適合しなくなったと認められるときは、指定を取り消される。

（参考）＜地方税法関係条文抜粋＞

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

⇒ **基準 1** ふるさと納税の募集を適正に実施すること

二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額（□において「寄附金活用可能額」という。）が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

□ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

⇒ **基準 2** 寄附金活用可能額を 6 割以上とすること

寄附金活用可能額の使途を公表すること

- 三 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

⇒ **基準3** 返礼品は返礼割合3割以下とすること

- 四 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

⇒ **基準4** 返礼品は地場産品とすること

- 3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

<平成三十一年四月一日付総務省告示第百七十九号関係条文抜粋・要約>

基準1 **募集適正実施基準** ※以下のいずれにも該当すること

（募集の適正な実施に係る基準）

第三条 略

- 一 地方団体による第一号寄附金（都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金）の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
- イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
- ロ 次に掲げる者を通じた募集
- (1) 寄附者から返礼品等の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者
- (2) 第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益を提供する者
- ハ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
- ニ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
- ホ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

二 指定対象期間の初日属する年度の前年度において募集費用として支払った額が百万円以上であるときは、当該指定対象期間の初日の前日までに、総務大臣の定めるところによりその支払先の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払額及び支払い目的を記載した一覧表を作成し、公表すること。ただし、支払先が個人であるときは、公表について当該個人の同意がある場合を除き、当該個人の氏名及び住所に代えて、これらを表しない旨を記載すること。

三 地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。

イ 当該者との契約において、次に掲げる規定を設けること。

(1)当該者において、当該食品の産地名を適正に表示する旨の規定

(2)当該地方団体が必要と認めるときは、当該者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定

ロ イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品について第五条に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

基準4 地場産品基準 ※以下のいずれかに該当すること

（地場産品基準）

第六条 略

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造」という。）を行うことにより当該返礼品の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも（イ及びロに）該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。

イ 当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの

ロ 寄付金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの

認められる例	・ 区外で生産された豚肉を区内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品 ・ 区外で生産された原材料を用いて、区内で醸造した酒類 ・ 区外で生産されたガラスに、螺鈿細工や漆芸等を 区内で事業者が施した工芸品
認められない例	・ 海外で生産し、区内で事業者が検品を行っているラジオ ・ 区内事業者が梱包している区外で生産された果物 ・ 区外で生産されているが区内の茶商が監修しているペットボトルのお茶

※ 企画立案に関する留意事項

区域内で行われる主要な工程が、企画立案や商品設計、研究開発等、物品に実質的な変更を加える製造・加工以外のものである場合は、直ちに当該基準に該当するものではない。

この場合においては、当該製品の製造業者等により、当該製品の価値（価格）の過半がA団体の区域内で生じている旨の証明がなされた場合に限り、当該製品をA団体の返礼品として提供することが可能となる。

七 当該地方団体の 区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

※社会通念上、区域外の同種の役務では代替困難なものに限りて該当するものであって、各地方団体の区域内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しない。

認められる例	・ 区域内で同区域の首長の一日体験を行うもの ・ 当該地方団体が区域内で主催する花火大会の観覧 ・ 当該地方団体直営の美術館、博物館等への入場（券） ・ 区域内で提供されるお墓の清掃サービス、雪下ろしサービス、見守りサービス
認められない例	・ 区域内にある全国的に展開している飲食店における飲食 ・ 区域内にある全国的に展開している美容施設での施術 ・ 区域内を訪れず利用することができる宅配クリーニング

七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）